

平成 30 年 度

行政監査及び財政援助団体等監査  
結果報告書

平成 30 年 12 月 20 日

北見市監査委員



# 平成 30 年度 行政監査及び財政援助団体等監査結果

## 第 1 監査対象団体の選定

### 1 行政監査

公の施設の管理・運営を行っている指定管理者のうち、農業及び観光機能を果たしているものから抽出選定した。

### 2 財政援助団体等監査

北見市から運営費、事業費に係る財政的援助等を受けた団体について、全ての部局から抽出選定した。

## 第 2 監査対象団体等の名称

### 1 行政監査

(1) 一般社団法人 北見市観光協会 (農林水産部)

北見田園空間情報センター管理業務

(2) きたみ市商工会 (端野総合支所)

北見市端野町農業振興センター管理業務

(3) ところ街づくり合同会社 (常呂総合支所)

北見市サロマ湖ワッカネイチャーセンター管理業務

(4) おんねゆ温泉観光協会 (留辺蘂総合支所)

おんねゆ温泉農業交流センター花えーる管理業務

### 2 財政援助団体等監査

(1) 北見地域防犯協会 (市民環境部)

北見地域防犯協会補助金

(2) 大和クリーン推進協議会 (市民環境部)

大和クリーン推進協議会補助金

(3) 北見地区保護司会 (保健福祉部)

北見地区保護司会補助金

(4) 社会福祉法人 北見睦会 (子ども未来部)

夜間託児事業費補助金

(5) 一般社団法人 北見工業技術センター運営協会 (商工観光部)

地域産業創出推進事業補助金

(6) 市内町内会等 51 団体 (都市建設部)

防犯灯設置費補助金

- (7) 北見ブロック中学校体育連盟 (学校教育部)  
中学校教育課程外活動補助金
- (8) 北見市美術展実行委員会 (社会教育部)  
北見市美術展開催補助金

### 第3 監査の範囲

#### 1 行政監査

平成29年度に指定管理を行わせている公の施設の管理並びに関連する事務

#### 2 財政援助団体等監査

平成29年度の財政的援助に係る出納及び関連する事務

### 第4 監査の期間

平成30年10月15日(月)から平成30年12月20日(木)まで

### 第5 監査の主眼

各団体等に対し支出された公金(協定額、補助金)が交付目的に従って適正かつ効率的に執行されているか、また、指定管理及び財政的援助に係る出納経理が適正に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

#### 1 行政監査

##### (1) 所管部

- ・指定管理に係る一連の事務手続き
- ・指定管理者に対する調査、指示状況

##### (2) 指定管理者

- ・協定等に基づく義務の履行状況
- ・利用料金制度を採用している場合の料金収納事務手続き
- ・施設の管理に係る会計経理と他事業との会計区分

#### 2 財政援助団体等監査

##### (1) 所管部

- ・団体に対する指導監督状況
- ・補助金等交付に係る一連の支出事務手続き
- ・当該補助金の見直し状況等

##### (2) 団体

- ・交付目的を踏まえた事務事業の執行状況
- ・出納簿等関係帳票及び領収書等の書類整備、記録、保存状況
- ・会計経理上の責任体制と内部けん制状況

- ・規約等の整備及び内部監査の実施状況

## 第6 監査の方法

### 1 行政監査

指定管理者の募集から指定までの一連の書類をはじめ指定管理関係書類、指定管理者に係る出納関係帳簿の提出を求め審査を行うとともに、所管部の担当職員から説明を聴取した。

なお、常呂総合支所所管に係る行政監査に当たっては、地方自治法第199条の2の規定に基づき浦昌哉監査委員を除斥した。

### 2 財政援助団体等監査

補助金等交付申請書及び実績報告書等の一連の書類をはじめ、予算書、決算書、出納簿など収入・支出等関係書類の提出を求め審査を行うとともに、所管部の担当職員から説明を聴取した。

## 第7 監査の結果

監査を実施した結果、出納その他関連する事務について、団体及び所管部双方に基本的な事務手続の誤りが散見されたので、内部けん制が機能する体制を構築し、対象とならなかったその他の指定管理及び補助金等についても適正な事務を行うよう、それぞれ必要な措置を講ずること。

団体における事務処理・運用の誤りは、市が適切に関与し、確認・指導を実施していれば是正できたものとする。所管部においては、管理職を中心に改めて、部内研修を実施し職員の知識向上に努めるなど、制度の趣旨・目的・関係法令・条例・規則等を確認し、団体との十分な意思疎通と情報共有を心がけ、適切な指導に努められたい。

各団体の指定管理者に係る概要及び補助対象事業並びに監査結果及び意見は、次のとおりである。

## 1 行政監査

### (1) 一般社団法人 北見市観光協会

北見田園空間情報センター管理業務

#### ア 指定期間について

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

#### イ 指定管理者が行う主な管理業務について

(ア) 利用許可その他施設の利用に関する業務

(イ) 施設の建物及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) (ア) (イ) のほか、施設の運営に関して市長が必要と認める業務

#### ウ 平成 29 年度の協定額等について

協定額	利用料金収入額
13,164,420 円	594,780 円

#### [ 結果と意見 ]

- ・施設清掃等の再委託に係る協議の経過が残されていない。
- ・団体に定めた経理規程どおりの運用がされていないことから、再度経理規程を確認し、適正な運用を行うよう指導されたい。
- ・所管部においては、適正な事務執行を徹底されたい。

### (2) きたみ市商工会

北見市端野町農業振興センター管理業務

#### ア 指定期間について

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

#### イ 指定管理者が行う主な管理業務について

(ア) 利用許可その他施設の利用に関する業務

(イ) 施設の建物及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) (ア) (イ) のほか、施設の運営に関して市長が必要と認める業務

#### ウ 平成 29 年度の協定額等について

協定額	利用料金収入額
4,584,270 円	635,370 円

[ 結果と意見 ]

- ・利用料収入を毎月月末に金融機関に引継ぎしているが、事故防止の観点から速やかな引継ぎを指導されたい。
- ・施設清掃等の再委託に係る協議の経過が残されていない。
- ・利用料金体系が「一般」「農業者」で区分されているが、申請書において区分が明確にされていない。
- ・所管部においては、適正な事務執行を徹底されたい。

(3) ところ街づくり合同会社

北見市サロマ湖ワッカネイチャーセンター管理業務

ア 指定期間について

平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

イ 指定管理者が行う主な管理業務について

(ア) 利用許可その他施設の利用に関する業務

(イ) 施設の建物及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) (ア) (イ) のほか、施設の運営に関して市長が必要と認める業務

ウ 平成 29 年度の協定額等について

協定額	利用料金収入額
14,138,875 円	4,032,500 円

[ 結果と意見 ]

- ・経理規程が未整備のため、制定するよう団体に指導されたい。
- ・備品一覧の提示内容が不十分なため、備品整理簿の内容に不備があった。
- ・所管部においては、適正な事務執行を徹底されたい。

(4) おんねゆ温泉観光協会

おんねゆ温泉農業交流センター花えーる管理業務

ア 指定期間について

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

イ 指定管理者が行う主な管理業務について

(ア) 利用許可その他施設の利用に関する業務

(イ) 施設の建物及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) (ア) (イ) のほか、施設の運営に関して市長が必要と認める業務

ウ 平成 29 年度の協定額等について

協定額	利用料金収入額
6,694,970 円	349,870 円

[ 結果と意見 ]

- ・指定管理事業の預金通帳内に、他の事業会計などが混在しており、経理区分がわかりづらい状況であった。会計処理方法の改善を団体に指導されたい。
- ・領収書が、時系列ごとに整理されていない。
- ・備品が規定どおり管理されておらず、備品とすべきものについて台帳に記載もれがあった。
- ・所管部においては、指定管理団体への指導が十分ではないことから、事務処理要綱、運用の手引きを再度確認し、適正な事務執行を徹底するとともに、早急な内部の事務処理体制の改善を図られたい。あわせて、団体への指導に努められたい。

2 財政援助団体等監査

(1) 北見地域防犯協会

北見地域防犯協会補助金

ア 当該事業の目的について

安全で住みよい地域社会を築くため、職域関係機関、各団体との連携を密にして、各種防犯活動を協力して推進する。

イ 平成 29 年度の主な事業について

振り込め詐欺等の未然防止、自転車盗難等の抑止、暴力団排除、自主防犯活動の推進。

ウ 平成 29 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
3,318,004 円 (うち市補助金 2,030,000 円)	3,318,004 円	0 円

[ 結果と意見 ]

- ・委託業務内容が明記されていない。
- ・経理規程が未整備のため、制定するよう団体に指導されたい。
- ・所管部では、適時、適切な業務内容の確認及び指導に努められたい。



(2) 大和クリーン推進協議会

大和クリーン推進協議会補助金

ア 当該事業の目的について

北見市廃棄物処理場の周辺地域の環境保全を図る。

イ 平成 29 年度の主な事業について

廃棄物処理場周辺の環境整備及びカラス等有害鳥による被害防止及び不法投棄防止のための活動。

ウ 平成 29 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
903,002 円 (うち市補助金 675,000 円)	903,002 円	0 円

[ 結果と意見 ]

- ・ 帳票等の一部が整備されていなかった。
- ・ 経理規程が未整備のため、制定するよう団体に指導されたい。
- ・ 補助金等交付概算払いの決裁区分の誤りがみられた。
- ・ 所管部では、適時、適切な業務内容の確認及び指導に努められたい。

(3) 北見地区保護司会

北見地区保護司会補助金

ア 当該事業の目的について

更生保護活動の充実を図り、犯罪や非行のない明るい社会を築く。

イ 平成 29 年度の主な事業について

地域における犯罪予防活動及び更生保護事業、並びに保護司研修事業。

ウ 平成 29 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
3,622,795 円 (うち市補助金 763,000 円)	3,622,795 円	0 円

[ 結果と意見 ]

- ・ 経理規程が未整備のため、制定するよう団体に指導されたい。
- ・ 旅費については、「北見市補助金等交付規則取扱要領」に定められた補助対象を超える部分についても補助対象としていた。
- ・ 所管部における領収書等の写しの保管が不足していた。
- ・ 所管部では、適時、適切な業務内容の確認及び指導に努められたい。

(4) 社会福祉法人 北見睦会

夜間託児事業費補助金

ア 当該事業の目的について

夜間託児を通じて、夜間の保育に欠ける児童の福祉推進及びひとり親家庭の自立支援を図る。

イ 平成 29 年度の主な事業について

夜間託児所の運営。

ウ 平成 29 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
10,018,316 円 (うち市補助金 7,500,000 円)	10,018,316 円	0 円

[ 結果と意見 ]

- ・団体で定めた経理規程どおりの運用がされていないことから、再度経理規程を確認し、適正な運用を行うよう指導されたい。
- ・所管部では、適時、適切な業務内容の確認及び指導に努められたい。

(5) 一般社団法人 北見工業技術センター運営協会

地域産業創出推進事業補助金

ア 当該事業の目的について

自動車関連分野や食関連機械分野への参入に向けて、参入企業のニーズや課題に対応した技術力の向上及び人材育成を地域のものづくり支援拠点として、公益財団法人北海道科学技術総合振興センターとの連携を図りながら支援する。

イ 平成 29 年度の主な事業について

- ①企業訪問による企業ニーズ・課題把握及び技術指導。
- ②公益財団法人北海道科学技術総合振興センターが実施する人材育成のための講習内容等の協議・調整。
- ③財団への地域企業ニーズの情報提供。

ウ 平成 29 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
7,448,088 円 (うち市補助金 1,489,618 円)	7,448,088 円	0 円

[ 結果と意見 ]

- ・概ね適正である。

(6) 市内町内会等 51 団体

防犯灯設置費補助金

ア 当該事業の目的について

行政と住民の協働により、市内の夜間における防犯や交通安全の確保に努め、住民が安心して暮らせる安全なまちづくりを目指す。

イ 平成 29 年度の主な事業について

防犯灯の新設又は更新。

ウ 平成 29 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
18,012,246 円 (うち市補助金 13,122,305 円)	18,012,246 円	0 円

[ 結果と意見 ]

- ・「北見市防犯灯補助金交付規則」の規定では、事業実績について確認が十分ではない状況がみられた。「北見市補助金等交付規則」に沿った見直し等を行い、適切な事務に努められたい。

(7) 北見ブロック中学校体育連盟

中学校教育課程外活動補助金

ア 当該事業の目的について

体育系の部活動を通じて、人と人との係わりや集団生活の充実など、部活動の推進に寄与するため、その環境の一部となる支援を行う。

イ 平成 29 年度の主な事業について

中学校体育連盟体育大会の参加費の補助。

ウ 平成 29 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
20,540,081 円 (うち市補助金 14,212,418 円)	20,540,081 円	0 円

[ 結果と意見 ]

- ・経理規程が未整備のため、制定するよう団体に指導されたい。
- ・所管部における補助団体への指導が十分ではないことから、団体の事務処理

手順に見直しを要する事項が見受けられた。

- ・「北見市補助金等交付規則」など補助金制度の趣旨を再確認し、正しい運用となるよう団体に対し指導されたい。

(8) 北見市美術展実行委員会

北見市美術展開催補助金

ア 当該事業の目的について

芸術文化活動の振興と促進。

イ 平成 29 年度の主な事業について

一原有徳展覧会、トリックアート展及び関連事業。

ウ 平成 29 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
11,925,849 円 (うち市補助金 5,059,196 円)	11,925,849 円	0 円

[ 結果と意見 ]

- ・経理規程が未整備のため、制定するよう団体に指導されたい。
- ・売り上げ収入を金融機関に引継ぎせず、1ヶ月以上保管している実態があった。事故防止の観点から、速やかな引継ぎを指導されたい。
- ・継続的に補助を行っている事業であるため、補助目的や補助範囲を明確にした補助要綱を作成されたい。
- ・補助団体の事務を行うにあたり諸規程に基づき必要な手続きを行われたい。

## 監査結果に基づき講じた措置(令和元年 12 月 26 日公表)

次のとおり市長及び教育委員会から、平成 30 年度行政監査及び財政援助団体等監査結果に基づく措置の通知がありました。

### ○各団体に係る「監査結果と意見」及び措置結果について

#### 1 行政監査

団 体 名	<b>一般社団法人 北見市観光協会（北見田園空間情報センター管理業務）</b>
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・施設清掃等の再委託に係る協議の経過が残されていない。</li><li>・団体で定めた経理規程どおりの運用がされていないことから、再度経理規程を確認し、適正な運用を行うよう指導されたい。</li><li>・所管部においては、適正な事務執行を徹底されたい。</li></ul>
措置結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・協議経過につきましては、今後、協定書に従い、適切な事務処理を行ってまいります。</li><li>・団体の経理規程に従った適正な事務処理を行うよう指導いたしました。</li><li>・今後、関係規程等に基づき適正な事務執行を行ってまいります。</li></ul>

団 体 名	<b>きたみ市商工会（北見市端野町農業振興センター管理業務）</b>
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用料収入を毎月月末に金融機関に引継ぎしているが、事故防止の観点から速やかな引継ぎを指導されたい。</li><li>・施設清掃等の再委託に係る協議の経過が残されていない。</li><li>・利用料金体系が「一般」「農業者」で区分されているが、申請書において区分が明確にされていない。</li><li>・所管部においては、適正な事務執行を徹底されたい。</li></ul>
措置結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用料収入につきましては、その都度金融機関に入金するよう指導いたしました。</li><li>・施設清掃等の再委託に係る協議簿を作成し、協議の経過が分かるようにいたしました。</li><li>・申請書に「一般」「農業者」の区分欄を設けました。</li><li>・今後、関係規程等に基づき適正な事務執行を行ってまいります。</li></ul>

団 体 名	<b>ところ街づくり合同会社（北見市サロマ湖ワッカネイチャーセンター管理業務）</b>
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"><li>・経理規程が未整備のため、制定するよう団体に指導されたい。</li><li>・備品一覧の提示内容が不十分なため、備品整理簿の内容に不備があった。</li><li>・所管部においては、適正な事務執行を徹底されたい。</li></ul>
措置結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・団体に対し、経理規程を制定するよう指導し、速やかに制定したとの報告を受けて</li></ul>

	<p>おります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品一覧の見直しを行い、団体に対し再提示し、再提示後の備品一覧を基に台帳を再整備し、適正に管理を行うよう指導いたしました。</li> <li>・今後、関係規程等に基づき適正な事務執行を行ってまいります。</li> </ul>
--	---

団体名	<b>おんねゆ温泉観光協会（おんねゆ温泉農業交流センター花えーる管理業務）</b>
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理事業の預金通帳内に、他の事業会計などが混在しており、経理区分がわかりづらい状況であった。会計処理方法の改善を団体に指導されたい。</li> <li>・領収書が、時系列ごとに整理されていない。</li> <li>・備品が規定どおり管理されておらず、備品とすべきものについて台帳に記載もれがあった。</li> <li>・所管部においては、指定管理団体への指導が十分ではないことから、事務処理要綱、運用の手引きを再度確認し、適正な事務執行を徹底するとともに、早急な内部の事務処理体制の改善を図られたい。あわせて、団体への指導に努められたい。</li> </ul>
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金通帳につきましては、経理状況を明確にするため、指定管理事業専用とするよう指導いたしました。</li> <li>・領収書を時系列ごとに整理するよう団体に対し指導いたしました。</li> <li>・備品の管理につきましては、台帳の整理を行い、適正に管理を行うよう指導いたしました。</li> <li>・指定管理団体への指導につきましては、事務処理要綱、運用の手引きを再確認し、内部の事務処理体制の改善を図るとともに、団体に対し指導を徹底してまいります。</li> </ul>

## 2 財政援助団体等監査

団体名	<b>北見地域防犯協会（北見地域防犯協会補助金）</b>
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務内容が明記されていない。</li> <li>・経理規程が未整備のため、制定するよう団体に指導されたい。</li> <li>・所管部では、適時、適切な業務内容の確認及び指導に努められたい。</li> </ul>
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後は、委託業務内容が明記された通知書等により、内容を確認するよう指導いたしました。</li> <li>・団体に対し、経理規程を制定するよう指導し、令和元年度に経理規程を制定したとの報告を受けております。</li> <li>・今後、関係規程等に基づき適切な業務内容の確認及び指導を行ってまいります。</li> </ul>

団 体 名	<b>大和クリーン推進協議会（大和クリーン推進協議会補助金）</b>
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帳票等の一部が整備されていなかった。</li> <li>・ 経理規程が未整備のため、制定するよう団体に指導されたい。</li> <li>・ 補助金等交付概算払いの決裁区分の誤りがみられた。</li> <li>・ 所管部では、適時、適切な業務内容の確認及び指導に努められたい。</li> </ul>
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求書、領収書等の帳票等を整備するよう指導いたしました。</li> <li>・ 団体に対し、経理規程を制定するよう指導いたしました。</li> <li>・ 補助金等交付概算払申請書の決裁区分につきましては、誤りを修正いたしました。</li> <li>・ 今後、関係規程等に基づき適切な業務内容の確認及び指導を行ってまいります。</li> </ul>

団 体 名	<b>北見地区保護司会（北見地区保護司会補助金）</b>
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経理規程が未整備のため、制定するよう団体に指導されたい。</li> <li>・ 旅費については、「北見市補助金等交付規則取扱要領」に定められた補助対象を超える部分についても補助対象としていた。</li> <li>・ 所管部における領収書等の写しの保管が不足していた。</li> <li>・ 所管部では、適時、適切な業務内容の確認及び指導に努められたい。</li> </ul>
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体に対し、詳細な経理規程を制定するよう指導し、令和元年度中に制定するとの報告を受けております。</li> <li>・ 旅費につきましては、関係規程に基づき適切に補助申請及び実績報告を行うよう指導いたしました。</li> <li>・ 不足している領収書等につきましては、団体から実績報告書類の再提出を受け、写しを保管いたしました。</li> <li>・ 今後、関係規程等に基づき適切な業務内容の確認及び指導を行ってまいります。</li> </ul>

団 体 名	<b>社会福祉法人 北見睦会（夜間託児事業費補助金）</b>
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体が定めた経理規程どおりの運用がされていないことから、再度経理規程を確認し、適正な運用を行うよう指導されたい。</li> <li>・ 所管部では、適時、適切な業務内容の確認及び指導に努められたい。</li> </ul>
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体に対し、経理規程に基づき適正な運用を行うよう指導いたしました。</li> <li>・ 今後、関係規程等に基づき適切な業務内容の確認及び指導を行ってまいります。</li> </ul>

団 体 名	<b>市内町内会等 51 団体（防犯灯設置費補助金）</b>
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「北見市防犯灯補助金交付規則」の規定では、事業実績について確認が十分ではない</li> </ul>

	状況がみられた。「北見市補助金等交付規則」に沿った見直し等を行い、適切な事務に努められたい。
措置結果	・「北見市防犯灯補助金交付規則」を改正し、事業実績を確認できる書類を添付するよう指導いたしました。

団体名	<b>北見ブロック中学校体育連盟（中学校教育課程外活動補助金）</b>
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経理規程が未整備のため、制定するよう団体に指導されたい。</li> <li>・所管部における補助団体への指導が十分ではないことから、団体の事務処理手順に見直しを要する事項が見受けられた。</li> <li>・「北見市補助金等交付規則」など補助金制度の趣旨を再確認し、正しい運用となるよう団体に対し指導されたい。</li> </ul>
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助団体に対し、経理規程の整備及び会計支出の基準を明確にするよう指導しました。</li> <li>・補助申請から実績報告までの一連の手順について、適切な時期に必要な書類を提出するよう指導しました。</li> <li>・補助制度の趣旨を確認し、補助団体との共通認識のうえで、適正な事務手続きとなるよう指導しました。</li> </ul>

団体名	<b>北見市美術展実行委員会（北見市美術展開催補助金）</b>
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経理規程が未整備のため、制定するよう団体に指導されたい。</li> <li>・売り上げ収入を金融機関に引継ぎせず、1ヶ月以上保管している実態があった。事故防止の観点から、速やかな引継ぎを指導されたい。</li> <li>・継続的に補助を行っている事業であるため、補助目的や補助範囲を明確にした補助要綱を作成されたい。</li> <li>・補助団体の事務を行うにあたり諸規程に基づき必要な手続きを行われたい。</li> </ul>
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経理規程を制定するよう指導を行い、団体で制定しました。</li> <li>・収入金について、速やかな引継ぎをするよう指導しました。</li> <li>・補助要綱について、作成しました。</li> <li>・北見市美術展実行委員会の事務局職員として、補助団体事務の従事について許可手続きを行いました。</li> </ul>